

令和5年10月5日

令和5年第3回神奈川県議会定例会

建設・企業常任委員会資料

(令和5年10月5日付託分)

県土整備局

目 次

ページ

1 損害賠償請求訴訟の判決に対する控訴の概要 1

【議案（条例その他 その3） 定県第84号議案】

1 損害賠償請求訴訟の判決に対する控訴の概要

(1) 要旨

足柄下郡箱根町仙石原の国道138号において発生した原動機付自転車の転倒事故に係る損害賠償請求訴訟について、令和5年9月28日、横浜地方裁判所において判決言渡しがあり、神奈川県が一部敗訴した。

判決内容を慎重に検討した結果、本判決は、事実の誤認及び法律判断に誤りがあると認められることから、控訴したく、提案するものである。

(2) 事案の概要

令和3年6月18日、原告が国道138号を原動機付自転車で走行中、仮設橋の車線中央部に設置されていた覆工板のずれ止め材上でスリップして転倒したとする交通事故について、原告らは、道路の管理に瑕疵があったと主張し、神奈川県に対し、713万2,870円の損害賠償を求め、令和4年11月22日、横浜地方裁判所に提訴した。

(3) 第一審（横浜地方裁判所）の概要

ア 提訴年月日 令和4年11月22日
イ 原告 〃 ほか1名
ウ 被告 神奈川県
エ 請求額 713万2,870円
オ 判決の概要

(ア) 判決言渡日 令和5年9月28日

(イ) 判決主文

- a 被告は、原告 〃 に対し、429万1,569円及びこれに対する令和3年6月18日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。
- b 原告 〃 のその余の請求を棄却する。
- c 原告株式会社HOKUSHINの請求を棄却する。

d 訴訟費用は、被告に生じた費用の10分の1と原告■■■■■に生じた費用の10分の1を原告■■■■■の負担とし、被告に生じた費用の10分の3と原告株式会社HOKUSHINに生じた費用を原告株式会社HOKUSHINの負担とし、その余は被告の負担とする。

(4) 控訴期限
令和5年10月12日